不燃化特区補助制度の延伸が決定しました!

中野区では、「燃えない・燃え広がらない」まちの形成を目指し、老朽建築物の 建替えなどを行う方へ補助金の交付を行ってまいりました。

この補助制度は、令和3年(2021年)3月31日までとしておりましたが、 区では、より一層のまちの安全を図るため、5年間の補助制度の延伸を決定しま した。

補助制度の一部を改正します!

- ①耐火建築物及び準耐火建築物に加え、<u>新たに延焼防止建築物</u>及び準延焼防止建築物も対象となりました
 - ※1 延焼防止建築物とは、建築基準法施行令第136条の2第一号 口に規定する建築物をいいます。
 - ※2 準延焼防止建築物とは、建築基準法施行令第136条の2第二 号口に規定する建築物をいいます。
- ②老朽建築物の除却費と新しい建築物の建築設計・工事管理費 用を分けて補助が受けられます
- ③過去5年以内に不燃化特区を利用し、老朽建築物を除却された方が建築をされる場合、建築設計・工事管理費用の補助が受けられます
 - ※除却した建築物の所有者等であることなどの要件がございます。

不燃化特区制度とは

○次の費用の一部を補助します(要件あり)

- ・老朽建築物の建替え費用
- ・老朽建築物の除却費用
- ・ 老朽建築物除却後の土地の管理費用

○固定資産税・都市計画税の減免制度があります(要件あり)

- ・木造家屋などから耐火建築物や準耐火建築物へ建替えた住宅
- ⇒5年間、建築した住宅に係る固定資産税・都市計画税を減免
- ・老朽建築物を除却し適正に管理している土地
- ⇒最長5年間、小規模住宅用地並に固定資産税・都市計画税を軽減

不燃化特区对象地区





《問合せ先》

大 和 町 地 区 : 03-3228-8727 (直通電話)

yamatochou@city.tokyo-nakano.lg.jp (Eメール)

弥生町三丁目周辺地区:03-3228-8774(直通電話)

yayoichou@city.tokyo-nakano.lg.jp(Eメール)